		時計、試験機器及び測定機器　試験又は測定機器	五
生物多様性保全推進交付金	機械及び装置	通信業用設備	九
	船舶	その他のもの　鋼船　その他のもの	一二
	航空機	その他のもの　その他のもの	五
	車両及び運搬具	運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）　自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）　その他のもの　その他のもの	四
	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）　電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
		事務機器及び通信機器　電子計算機　その他のもの	五
		光学機器及び写真製作機器　カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五
		引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八
		容器及び金庫　ドラムかん、コンテナーその他の容器　その他のもの　金属製のもの	三
		医療機器　その他のもの　その他のもの　その他のもの	五
		前掲のもの以外のもの　漁具	三
		焼却炉	五
	機械及び装置	農業用設備	七
		前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの　その他の設備　その他のもの	八

公害保健福祉事業費補助金	車両及び運搬具	前掲のもの以外のもの　自転車	二
	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）　事務机、事務いす及びキャビネット　主として金属製のもの	一五
		ベッド	八
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五
		事務機器及び通信機器　電子計算機　パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
		電話設備その他の通信機器　その他のもの	一〇
		医療機器　その他のもの　その他のもの　その他のもの	五
原子力規制人材育成事業費補助金	工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	五
		前掲のもの以外のもの　その他のもの	三
		前掲の区分によらないもの　その他の主として金属製のもの	八
		その他のもの	四
	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）　ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五
		冷房用又は暖房用機器	六
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
		事務機器及び通信機器　電子計算機　パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
		その他のもの	五
		複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五
		その他の事務機器	五